



港区こどものにわとして 活用できる土地を 募集します

区では、小さな子どもたちがのびのびと外遊びできるよう、活用されていない民有地に外遊び場を整備する「港区こどものにわ事業」を実施しており、当該事業に活用させていただける土地を広く募集しています

活用されていない土地をお持ちの方、事業者様は、是非ご検討をお願いします

- ✓ 区が直接借り上げて外遊び場を整備します
- ✓ 活用期間中は区が全面的に管理します

条件

面積	100平方メートル以上
活用可能期間	開設日から最低5年以上
賃料について	可能な限り、無償での提供をお願いしています。その場合、固定資産税及び都市計画税が非課税となります(所有者様側で別途都税事務所に対する手続きが必要です)
その他	活用可能予定期間、面積、土地の現状、敷地形状、周辺の保育施設や公園等の分布状況、近隣環境その他諸条件を検討の上、区として、借り受けるか否かを判断します

整備する遊び場について

遊び場の仕様やイメージについては、条件等を踏まえて、個別に検討します

実施事例

高輪二丁目こどものにわ
(住所:高輪二丁目3番)

事例の詳細は
こちら

